相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島二丁目八七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　福島　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番地一　相続財産管理人　司法書士　川越　伸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市鹿島区南屋形字川子内三番地、最後の住所福島県南相馬市原町区上町一丁目三〇番地　被相続人　亡　鈴木　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

福島県南相馬市原町区南町一丁目一番地　松本ビル三階　若杉裕二法律事務所　相続財産管理人　弁護士　若杉　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区八広一丁目九五番地、最後の住所茨城県常陸太田市中利員町二五七一番地の一　被相続人　亡　沼田　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル二階　相続財産管理人　弁護士　橘　朋代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市石井町二八五番地、最後の住所栃木県宇都宮市御幸本町四五九番地三　ナイスアーバン御幸本町六〇四号室　被相続人　亡　髙橋　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

栃木県宇都宮市滝谷町二〇番二〇号　ＳＳビル一〇一　相続財産管理人　弁護士　小島　文恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区相生通一丁目六〇番地、最後の住所栃木県小山市大字千駄塚五一四番地八　被相続人　亡　大崎　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

栃木県小山市神鳥谷五丁目一七番七号弁護士法人ひととのや法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市天王台三丁目二番、最後の住所千葉県我孫子市天王台三丁目二番二一号　被相続人　亡　山川ひろみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

事務所千葉県松戸市西馬橋蔵元町九七番地　島野ゆかり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島野由夏里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市三山九丁目三三番、最後の住所千葉市花見川区千種町三五四番地一　被相続人　亡　山田　睦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号　建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市美浜区高洲二丁目一四番地、最後の住所東京都渋谷区代々木二丁目二三番一―五二二号　被相続人　亡　黒田　倭可

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区志村一丁目一五番、最後の住所東京都板橋区前野町四丁目三四番三―一〇六号前野町シティハウス　被相続人　亡　永山　義文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザ弁護士法人　相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋一丁目五二〇番地、最後の住所東京都豊島区南長崎二丁目一七番一二―四〇四号　被相続人　亡　市村　孔一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋一丁目五二〇番地、最後の住所東京都豊島区南長崎二丁目一七番一二―四〇四号　被相続人　亡　市村　孔一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区東五軒町一九番地、最後の住所東京都千代田区猿楽町一丁目三番一号　被相続人　亡　及川　篤二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区東五軒町一九番地、最後の住所東京都千代田区猿楽町一丁目三番一号　被相続人　亡　及川　篤二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所　相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市戸吹町三三六番地、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵四〇一番地レジデンス武蔵一〇二号　被相続人　亡　髙野　康司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階福澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福澤　武文